

丹波市の建築物における木材利用の促進に関する方針

令和7年4月1日策定

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成22年法律第36号。以下、「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、兵庫県が定める兵庫県建築物木材利用促進方針（以下、「県方針」という。）に即して、丹波市の建築物における木材利用の促進に関する方針（以下「本方針」という）を定める。

第1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

市が整備する公用又は公共の用に供する建築物（以下「公共建築物」という）において率先して木材の利用に取り組むほか、民間の建築物における木材の利用が進むよう、県等と連携しながら各種支援（情報発信、木材利用の動機づけ等）や普及啓発等に取り組むものとする。

なお、使用する木材については、兵庫県産木材利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）の趣旨を踏まえ、県産木材（地域で生産される木材（以下、「地域産木材」という。）の利用を促進する。

2 建築物における木材利用の促進

（1）公共建築物等における木材利用の促進

公共建築物及び市以外の者が整備するこれに準ずる建築物において、木材利用を促進する。

これらの建築物においては、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて積極的に木造化を促進し、木造化が困難と判断されるものを含めて内装等の木質化を促進する。

なお、これらの建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料としたものの利用促進を図り、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等についても、燃料の安定供給や適切な維持管理に配慮しつつ促進に努める。

（2）民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかった事務所及び店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要拡大を図る。このため、県及びひょうご森づくりサポートセンタ

一等と連携しながら、建築主への木造建築事例等の情報発信に努める。

(3) 住宅における木材利用の促進

住宅の新築及びリフォーム等における県産木材（地域産木材）の利用促進を図る。このため、県産木材（地域産木材）を利用した住宅建築への支援や、施主に対する県産木材（地域産木材）利用に関する情報発信等に取り組む。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により建築物における木材利用促進の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し制度周知に努める。

協定を締結した場合には、内容等を市ホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る情報提供を行うとともに取組内容について情報発信するように努める。

4 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用に促進に向けて以下のことに取り組む。

①市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、市ホームページ等における木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

②建築物への木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、ホームページ等の各種媒体における情報発信等を実施する。

第2 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いて、原則として木造化を推進する。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分（エントランスホール、窓口等）を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品（机、地椅子、棚、パーテーション、サイン（案内標識）、ベンチ等）及び消耗品（紙類、文具、名札、普及啓発のために配布する資材や記念品等）については、木材を原材料としたものの利用推進を図るほか、暖房器具やボイラー等を設置する場合は木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

4 県産木材の活用

木材の利用にあたっては調達やコスト面で困難でない限りは、原則として県産木材（地域産木材）を利用する。

5 先進的な技術等の活用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか CLT や木質対価部材等の活用、木造と非木造の混構造や Tajima TAPOS®等の技術の活用に取り組む。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の利用を促進するには一般的な寸法の木材をはじめ、利用空間を確保するために求められる長尺・大断面の木材、CLT、木質開花部材等の建築用木材及び合法伐採木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、①林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、②木材の需給に関する情報の共有、③木材の安定供給・調達に関する合意形成の促進に取り組むことで、建築用木材の安定供給を図るものとする。

第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮する。

備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達に要するコスト、燃焼灰の処分を含む維持管

理に要するコスト及びその体制についても考慮する。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

市が整備する公共建築物への木材利用推進にあたっては、関係課が積極的に木材利用促進を検討し、木造化及び内装等の木質化を図る公共建築物等を整備するために必要な取組を行う。

3 国県や関係自治体等との連携

建築物への木材の利用を促進するには、市域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況等に関する情報共有等が必要なことから、木材の利用促進に必要な施策を実現するため、国や関係自治体等とも相互に連携を図るものとする。

※用語の定義

①「県産木材」とは、県内の森林で精算された原木を原材料として、県内の向上で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。

②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

④「CLT（直交集成板）」とは、Cross Laminated Timber の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直行するように積層接着した木質系材料をいう。

⑤「Tajima TAPOS®」とは、木造建築物の部材（針・桁）同士をつなぐ接合部（仕口）の耐力を飛躍的に向上させる加工技術のことをいう。従来仕口がU字型であるのに対し、V字型になっている、兵庫県農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）が開発した技術である。